



【裁判事例紹介】変形労働時間制が無効となった事例

今回は、就業規則にシフトパターンが記載されていなかったとして変形労働時間制が無効になった裁判例(名古屋地裁令和4年10月26日判決)を扱います。本事例は、日本マクドナルドという有名大手企業に関するものであったことに加え、企業側に厳しい判決が出された事例として新聞などで報じられました。

{ 事例 }

	勤務時間	休憩時間
Aシフト	5:00~14:00	9:00~10:00
Bシフト	9:00~18:00	13:00~14:00
Cシフト	15:00~24:00	19:00~20:00
Dシフト	20:00~5:00	24:00~1:00

日本マクドナルドは、店舗マネージャーの勤務シフトとして上記4パターンのシフトを規程していたが、各店舗では上記4パターン以外にも勤務シフトパターンが作成・運用されていた。

これが労働基準法第32条の2(1ヵ月単位の変形労働時間制)に違反しているため無効であると主張され、未払い賃金の請求が行われた。

Point 変形労働時間制を導入する場合の原則

使用者は、就業規則その他それに準ずるものにより、各日・各週の労働時間を特定しなければならない。

※労働基準法第32条の2(1ヵ月単位の変形労働時間制)

{ 被告の主張 }

全店舗に共通する勤務シフトを就業規則上定めることは事実上不可能であり、各店舗において就業規則上の勤務シフトに準じて設定された勤務シフトを使った勤務割は、就業規則に基づくものである。

判決

大企業であっても、全てのシフトパターンを就業規則に記載していない場合は変形労働時間制そのものが無効となる。



【裁判所見解】

○就業規則の作成義務のある使用者においては、必ず就業規則に全てのシフトパターンを記載しなければならず、“その他それに準ずるもの”に記載することが認められるのは就業規則の作成義務のない使用者に限る。
○天災地変や予期せぬ機械の故障など、緊急かつ不可避の事情においては、シフトの変更が認められる。

その他トピックス

●物価上昇への対応方法は「手当」が約6割、ベアは36%

東京商工リサーチの「物価高に伴う上場企業「賃上げ・手当支給」調査」の結果によると、調査対象となった上場68社のうち、物価高を受けてベアを行った会社が25社であったのに対し、手当(一時金)の支給を行った会社は41社にのぼった。今後の物価や企業業績が不透明な中、ベアに対し慎重になる会社が目立つ傾向となった。

【参考リンク】東京商工リサーチ「物価高に伴う上場企業「賃上げ・手当支給」調(2023/2/10) ⇒ https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20230210_01.html

●マイナンバー 不同意なければ口座紐づけへ

今年2月、政府が国会に提出するマイナンバー法改正案の全容が明らかとなった。現状、高齢者の公金受取口座登録数が少ないことを受けて、まずは年金の振込先をマイナンバーに紐づけるという動き。日本年金機構が受給者に対し、紐づけの意思確認を行い、不同意ならば登録されないが、期限までに回答がない場合は、同意したとみなして、登録される。今後、児童手当の振込先についても同様の動きを行う。

●小学校休業等対応助成金」が今年度末で終了

厚労省は1月23日に開いた審議会で、コロナの影響によって全国的に休校する学校の数が減っていることなどから、「小学校休業等対応助成金」を今年3月末で終了する方針を示し、了承された。来年度以降は子どもが休校した場合でも、テレワークなどを使って、保護者が勤務を続けられる制度を整えた企業に対して助成を行う、「両立支援等助成金」の活用を促す方針としている。

●週休3日制「反対」57% 30代以下は賛成6割

週休3日制の導入の是非について日本経済新聞社の郵送世論調査に質問した。「推進すべきだとは思わない」が57%で「推進すべきだ」の37%を上回った。年齢が若いほど肯定的で、30歳代以下では6割以上が推進派と賛否が逆転した。政府でも「選択的週休3日制」に関して議論が進められている。

働きすぎを是正するための週休2日制とは異なり、社会人の学びなおし(リカレント教育)の後押しが趣旨であるが、企業による人件費抑制のために活用される懸念もでている。



週休3日制の導入の是非(全世代)

令和5年度 新人・若手社員実践力アップ研修会を実施します

新人・若手社員に必要な意識・知識・行動が身につきます!

講義だけでなく、演習やグループワークを中心とした体験型学習によって、より深い学びや職場に戻ってからの行動変革に繋がります。新入社員、若手社員への教育の一環としてぜひご活用ください。

★開催日程

【大阪会場】 4月18日(火)
【愛媛松山会場】 4月14日(金) 4月21日(金) 4月25日(火)

★時間

9:30~17:00

★対象

令和5年度新入社員、第二新卒、中途採用、入社3年目の若手社員・など

★受講料

松山会場:12,000円(税込)/名

大阪会場:15,000円(税込)/名

その他ギモン点・詳細 お問合せ先: info@egaoworklabo.or.jp (事務局)

はお問合せ下さい!

今月の無料相談会

開催	日時・場所	備考
京都	日時: 3/9(木) 13:00 - 17:00 場所: 京都リサーチパーク 4号館3階 BIZ NEXT	※京都会場 次回4月の開催予定は4/6(木)13:00-17:00です。 ※ご予約不要です。お気軽にお越し下さい。(BIZ NEXT受付へ)
大阪	日時: 3/10(金) 13:00 - 15:00 場所: グランフロント大阪 北館7階「ナレッジサロン」プロジェクトルーム E	※大阪会場 次回4月の開催予定は4/7(金)13:00-15:00です。 ※ご予約不要です。お気軽にお越し下さい。(ナレッジサロン受付へ)
東京	日時: 3/16(木) 10:00 - 17:00 場所: ビジネスエアポート東京	※要予約になります。事前に下記問合せ先までご連絡下さい。
お問合せ先	info@egaoworklabo.or.jp (えがお事務局) ※京都・大阪会場はご予約不要ですが、ご予約頂いた方優先になりますのでご了承ください	

～発行元～



一般社団法人えがお・ワークラボ

代表理事 上田 恭子

(特定社会保険労務士、組織力診断士)

<スタッフ:社労士5名、行政書士1名、職員12名>

【本店】〒600-8815 京都市下京区中堂寺粟田町93 KRP4号館3階

TEL: (075) 352-2848 FAX: (075) 320-3689

【支店】東京オフィス、新大阪オフィス、松山オフィス

【HP】 <https://egaoworklabo.or.jp/>

【お問合せ先】 info@egaoworklabo.or.jp (えがお事務局)